

武豊町保育所入所基準点数表

類 型		形 態		状 況	入所基準点数
①家庭外労働 (家庭外で仕事をすることを常態としている場合)	外勤	常勤 自営中心者	事業所等に常時勤務している者 (40時間/週程度で 正社員・正規職員・経営者等)		10
		パート 臨時社員 臨時職員 自営協力者	20日/月以上、6時間/日以上		9
			20日/月以上、4時間/日以上		8
			月64時間以上		7
	農業等	中心者	農業等に中心的に従事している者(月64時間以上)		9
		協力者	月64時間以上		6
②家庭内労働 (家庭内で仕事をすることを常態としている場合)	自営	中心者	居宅内で主たる従事者として常時勤務している者 (月64時間以上)		8
		協力者	居宅内の自営業で 父親等主たる従事者 に協力して従事している者	20日/月以上、6時間/日以上	7
				20日/月以上、4時間/日以上	6
			月64時間以上	5	
内職		月64時間以上		4	
③母親の出産	出産	出産(予定月)をはさんで前後2か月の全5か月以内		8	
	入院	概ね1か月以上入院		10	
		居宅療養		長期(概ね1か月以上)加療(安静)を要し、保育不可能と医師が診断	10
	通院	月64時間以上		7	
		月64時間未満であるが保育不可能と医師が診断		6	
	障がい	1・2級	障害者手帳を所持し保育が負担		9
		上記以外			6
⑤介護 看護	病院等付添い		月64時間以上の付添い		8
	自宅付添い	寝たきり者		8	
		上記以外付添い(通院含む)		7	
⑥災害	災害	災害の復旧活動中		10	
⑦その他	就学・技能学習		就学等で保育不可能(自動車教習所は不可) 職業訓練校等での職業訓練		6
	虐待やDVのおそれがある場合				10
	上記以外で明らかに保育に欠けると認められる場合				6~10

調整指数

1	①・②の就労予定者 (ただし、産休・育休明けでの外勤常勤での復帰予定者を除きます なお、様式1(ピンクの用紙)の雇用内職証明書で1か月以上及び上記基準以上の実績の無い方は予定者となります)	-2
2	① 外勤常勤での産休・育休復帰で部分休業を取得し、6時間/日未満の方	-1
3	② 自営協力者で危険を伴わないと判断した場合	-1
4	兄弟入所(乳児)	+1
5	双子入所	+1
6	母子・父子家庭	+3
7	同居されている方(65歳未満)がおり、入所予定の児童の面倒が見られる状態にある場合	-3

※ この表の状況と異なる場合は個別に対応、審査させていただきます